

まちなか公共空間社会実験

運営キャスト募集要項

(募集期間の延長)

令和 6 年 8 月

呉市



1 社会実験の目的

呉市のシンボルロードでもある蔵本通りと堺川沿いの中央公園は、れんがを基調としたまちなみの形成と併せて、6車線の道路を4車線に縮小することで生まれた空間を、みなさんの憩いの場となる空間として約40年前に整備を行いました。

呉市では、この蔵本通りや堺川沿いの中央公園を中心として、隣接する堺川、堀川通り（南方向への一方通行の道路）を含む一帯のエリアを「まちなみ公共空間」として捉え、この空間を多様な人が出会い、交流することができる「人を中心のウォーカブルな空間」として再構築を図ることとしています。

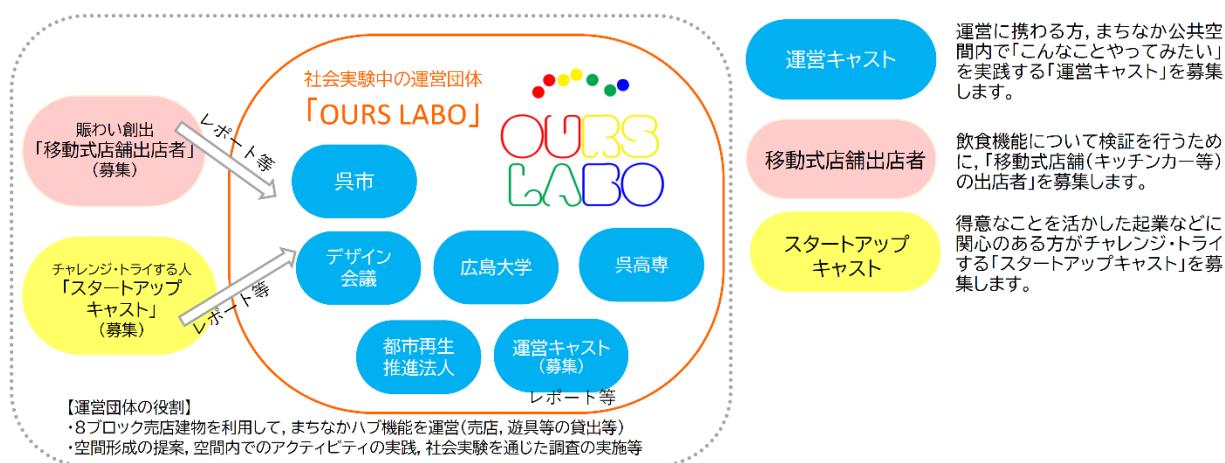
取組を進めていくに当たり、多くの関係者の方々とともに目指すビジョンとして「呉まちなみ公共空間デザイン計画（令和6年9月策定・公表予定）」の策定を進めています。

また、この計画に掲げる取組を一時的・実験的に実施し、これからまちなみ公共空間の新たな使い方を検証していく「まちなみ公共空間社会実験（以下「社会実験」といいます。）」を10月11日（金）から1ヶ月間の期間を設けて実施する予定です。

この社会実験を始めとした、まちづくりの取組は、未来のまちなみ公共空間の理想の姿に向けて、みなさんと一緒に一步ずつ前進し、新たなまちなみの風景を描き、つくっていく取組です。

まちなみ公共空間は、みんなのパブリックな空間です。一緒にこのまちなみを変えていきませんか。

社会実験は、呉市を始めとして、これまで「呉まちなみ公共空間デザイン計画」について意見交換を行ってきた「呉まちなみ公共空間デザイン会議」やまちづくりの担い手となる「都市再生推進法人」、広島大学・呉工業高等専門学校などの教育・研究機関、広島県などと連携して実施することとして、社会実験の運営団体となる「OURS LABO」を設置します。そして、このまちづくりの取組にご参画いただくみなさん（運営キャスト、移動式店舗出店者、スタートアップキャスト）を、この度募集いたします。



●呉まちなか公共空間デザイン計画（素案）未来ビジョン～未来への想い～



※未来の姿を示すイラストを作成中です

私たちの理想とする呉のまちなかの未来の姿、

呉のまちなかは、灰ヶ峰や休山といった高く聳える山々と美しく穏やかな瀬戸内海に囲まれ、世界でも有数の海軍工廠を擁するまちとして発展してきた歴史とそこから生まれた文化・技術が根付き、また、それらが創り出す景色や新たな産業を築いてきたフロンティア精神（開拓の精神）が広がっている。古くから栄えた商店街を抜け、褐色の煉瓦が敷き詰められた大通りを横目に心地良い芝生の広場を歩き、堺川を渡る橋の上でひと休みする、滔々と流れる水の変化を只々眺め、海を望めば、呉を楽しむ多くの人の賑やかな姿と、緑道の先にはクレーンが立ち並び、世界を渡る大型船がその出航を待つ、まちなかは呉の魅力で溢れている。

そのまちなかを気の向くまま歩けば、楽しそうに駆け回ることもとその家族、その横でコーヒーを飲みながら木陰で読書や会話を楽しむ年配者、ランチを楽しみながら会話を弾ませる若者、勉強の合間のひとときを談笑して過ごす学生たち、活き活きと議論を交わす大人たち、まちなかでの新たなチャレンジに目を輝かせる挑戦者、川沿いの馴染みの店で語らいながら過ごす友人たち、愛犬を連れて季節の移り変わりを楽しむ夫婦、大切な人と記念日を祝う恋人、音楽を奏でる演奏家、呉を楽しむ旅人たち、まちの希望を先頭きって創り出すまちづくりプレーヤーなど、様々な人が好きなことを自由に楽しみ、相互に関係を持ちながら活動し、この場所に誇りを持って過ごしている。

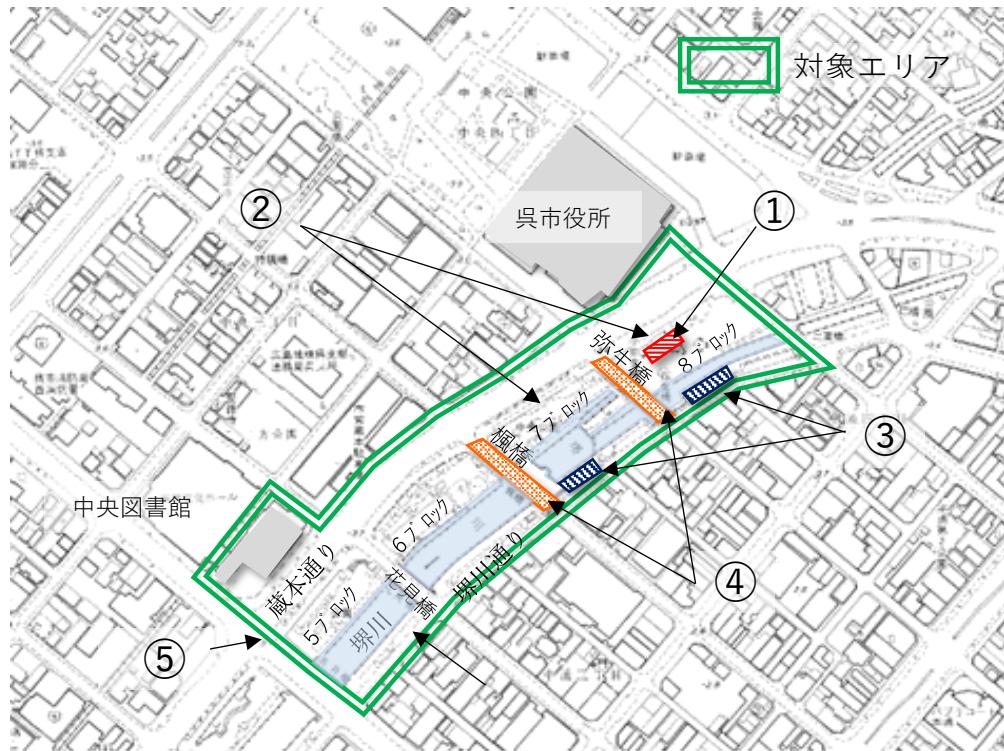
これから約20年間、まちなか公共空間において、この空間だからこそ実現できる遊びや文化活動、チャレンジを数多く積み重ねることで、市民のサードプレイスの創出や多様なコミュニティの形成、イノベーションの創出や地域経済の循環・成長を促進し、日常の暮らしを豊かに、また、関係するすべての人の幸福感-Well-beingを高めていきます。また、美しい自然や歴史・文化、まちなかといった呉の魅力、良き地域性をさらに高めることで、世界中の人に惹きつけ、エリア一帯の様々なまちづくりを結び、互いの価値を高め合う場として再構築を図ります。

そのために、市民や様々なまちづくり団体、民間事業者、呉市を応援する人、呉市、広島県などのすべての関係者が、「まちなか公共空間はわたしたちみんなのものである【Ours】」という自覚を持ち、自由に集い、みんなで考え、ともに実践し、シビックプライド・地域愛を育みながら、一步一歩着実に未来の理想に向けた新しいまちづくりを進め、積み上げていきます。

さあ、一緒にこのまちなかを変えていこう。

2 社会実験の概要

社会実験では、下図のエリアで、次の取組を行います。



①売店建物を利用したまちなかハブ機能の設置

売店の運営や遊具等の貸出を行います。また、コミュニティスペースや会議・交流スペースとして活用します。

②空間へのコンテンツの導入

貸出遊具やベンチ・テーブル、屋根などを一時的に設置します。

③水辺空間の活用

堺川沿い駐車場の一部の公園空間化を行います。移動式店舗（キッチンカーなど）の出店などを行います。
⇒[移動式店舗出店者募集要項をご確認ください](#)

④公園空間の一体化

橋りょうの一部（弥生橋・楓橋）を歩行者専用化し、公園空間の一体化に取り組みます。併せて、移動式店舗（キッチンカーなど）の出店を行います。

⇒[移動式店舗出店者募集要項をご確認ください](#)

⑤空間内での多様なアクティビティの創出

(1) まちなか公共空間内で「やってみたい」ことをみなさんに行っていただきます。

(ヨガや星空シアターなど) ⇒[本要項をご確認ください](#)

(2) まちなか公共空間内で、起業等に向けたチャレンジ・トライする環境を創出します。
⇒[スタートアップキャスト募集要項をご確認ください](#)

(3) まちなか公共空間内や周辺でのまちづくりイベントなどと連携します。

3 運営キャストの募集

社会実験では、今後のまちなか公共空間の運営の在り方や新たな使い方について検証を行います。運営に携わっていただく方、また、まちなか公共空間内で、「やってみたい」ことや、みなさんの得意なこと・好きなことを実践し、運営の一部を担う運営キャストを募集します。

(1) 募集の概要

ア 運営キャストについて

運営キャストは、まちなか公共空間内で「やってみたい」ことや、みなさんの得意なこと・好きなことを実践し、運営の一部を担います。

例えば、まちなか公共空間でヨガ教室を開催してみたい、夜空の下で映画鑑賞をしたい、アート活動の場としたい、アーバンスポーツをやってみたい、ダンス教室をしたい、作品の展示会をしたいなど、みなさんの得意なことや好きなことを実践していただきます。（飲食料品の販売等はできません。）

イ 実施期間（予定）

令和6年10月11日（金）から令和6年11月10日（日）まで

ウ 実施場所

中央公園5ブロックから8ブロックまでを中心としたP3の対象エリアの区域

エ スケジュール

募集要項の公表	令和6年 7月16日（火）
応募書類の受付期間	令和6年 7月16日（火）～11月8日（金）

(2) 応募資格

応募できる者は、次の各号のすべてに該当する者とします。なお、応募資格の審査に当たり、応募者の情報について、警察その他の関係機関に提供し、又は関係機関から提供を受けることがあります。

ア 社会実験の目的に賛同するとともに、公共性・公益性を理解し、まちなか公共空間の新たな使い方を検証できる取組を行う者であること。その際、提案する取組に関する必要な許認可や免許等を有していること。

イ 呉市に在住、在勤・在学している15歳以上の者、呉市のまちづくり活動等に参加実績のある15歳以上の者、広島県内の教育機関の在籍者（学生を含む）で15歳以上の者、又はそれらで構成される団体のいずれかであること

ウ 次のいずれにも該当しない者

（ア）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

- (イ) 暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員によりその事業活動を支配されている者
- (ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を提供するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

(3) 応募の手順等

ア 応募手続

(ア) 提出書類及び部数

提出書類名	部数
まちなか公共空間社会実験における運営キャスト応募申込書（様式1）	1
暴力団排除に関する誓約書（様式2）	1
誓約書（様式3）	1

(イ) 応募期限

令和6年11月8日（金）午後5時

※受付期間を過ぎた場合は、受け付けをしません。

(ウ) 提出方法

午前8時30分から午後5時までの間に呉市都市部都市計画課（呉市役所本庁6階）へ提出書類を持参してください。

※社会実験の実施期間中は、中央公園8ブロック売店建物でも可

(エ) 応募書類記載項目

別添の応募申込書の記載項目に沿った記述及び資料の提出をお願いします。

イ 応募に関する留意事項

(ア) 内容の変更

受付期間終了後に応募書類の内容変更を行う場合は、呉市と協議をしてください。

(イ) 虚偽の記載をした場合の取扱い

応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(ウ) 応募書類の取扱い

応募書類は、理由の如何を問わず、返却しません。

(エ) 応募の辞退

応募の受付後に辞退する場合は、応募辞退届（様式4）を提出してください。

(オ) 費用負担

応募に関して必要となる費用については、全て応募者の負担とします。

(カ) 著作権

応募書類の著作権については、それぞれの応募者に帰属します。なお、

応募者の選定・審査に関する事項を公表する場合その他呉市が必要と認めるときは、呉市は応募書類の全部又は一部を使用できるものとします。

(4) 選定

ア 選定

応募資格要件等の確認後、呉市において応募者の適否を審査します。運営キャストを決定した際には、応募者に対し選定に関する通知を行います。なお、選定に関する問い合わせについては対応できませんので、ご了承ください。

イ 審査基準

- (ア) 取組の提案内容及び呉まちなか公共空間デザイン計画（素案）で定める「管理・運営及び整備の方針」との整合性
 - (イ) 周辺環境への影響等
 - (ウ) 過去の実績

(5) 応募に当たっての基本的な考え方

運営キャストは、諸法令を遵守し、公の施設を使用することについて、十分な理解・認識をした上で、次の考え方を踏まえて応募してください。また、社会実験の趣旨を十分に理解し、社会実験の運営団体（OURS LABO P1 参照）との連携を十分に図ってください。

ア 運営キャストが実施する取組について

- (ア) 呉まちなか公共空間デザイン計画（素案）で定める「管理・運営及び整備の方針」を踏まえた創意工夫のある取組としてください。
- (イ) 取組に当たっては、関係法令、条例、規則その他関係規定を全て遵守してください。
- (ウ) 公序良俗に反する行為や宗教的・政治的な取組は行うことができません。
- (エ) 取組は、選定された運営キャスト自らの責任で直接行わなければならず、他の者にこれを行わせることはできません。
- (オ) 取組に係る費用は、全て運営キャストの負担とします。なお、取組に係る使用料（道路占用及び公園使用料）は、社会実験における使用の承諾を得た場合には免除とします。
- (カ) 取組を行うに当たり、参加料等を徴収する必要がある場合は、材料費などに係る対価程度の必要最小限の金額設定としてください。
- (キ) 騒音防止や衛生管理など、生活環境等に十分配慮してください。また、公園利用者や道路の通行者の妨げとならないよう、十分配慮してください。
- (ク) 取組においてごみ等が発生する場合は、必ずごみ箱を配備してください。
- (ケ) 運営キャストは、設置した施設等を毎回撤去し、使用した場所を原状に復しなければなりません。
- (コ) 運営キャストは、使用に当たり、呉市及び運営団体又は第三者に損害を与

えたときは、全て自己の責任及び負担において、その損害を賠償しなければなりません。

(6) 使用が可能な時間等

使用が可能な時間は、原則として次のとおりとします。ただし、社会実験に関する取組や公共工事・行事等の施行のため、これを変更し、又は制限することがあります。

(使用が可能な時間)

社会実験の期間中の午前9時から午後6時までの間で希望する時間（設備等の設置及び撤去に要する時間を含みます。）ただし、提案する取組がそれ以外の時間で実施することが望ましいものについては、改めて呉市と協議することとします。

(7) 禁止事項

次に掲げる行為を行った場合及び本要項3(2)応募資格に掲げる要件を欠いた場合には、運営キャストに係る使用の承諾の取消処分等の対象となります。

ア 使用の権利を他の者に譲渡し、転貸し、若しくは担保の用に供し、又は他の者に行使させた場合

イ 法令及び公序良俗に反する事業を行った場合

ウ 使用の承諾を受けた場所において、応募時と異なる行為を行った場合

エ 使用の承諾を受けた場所を逸脱して使用した場合

(8) その他

ア 取組の実施時及び終了後には、周辺の清掃を行い、まちなか公共空間を汚損しないように努めてください。

イ 使用の承諾を受けた場合であっても原則としてまちなか公共空間内へ車両の駐車はできません。

ウ 運営キャストは社会実験で得られた知見について、呉市及び運営団体の求める様式（様式5）により、報告書を作成し報告を行うものとします。

エ 運営キャストは、取組の活動時間の変更や禁止について呉市及び運営団体から通知を受けたときは、これに従ってください。また、その際に生じた損失について呉市及び運営団体は補償しません。

オ 運営キャストに選定された後に応募内容に変更がある場合は、呉市と協議するものとします。

(9)問い合わせ先

住 所：〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号

所 属：呉市都市部都市計画課都市企画グループ

電 話：（0823）25-3367

E メール：tosikei@city.kure.lg.jp

(様式1)

令和 年 月 日

まちなか公共空間社会実験における運営キャスト 応募申込書

申込者名又は団体名（ふりがな）

代表者名（ふりがな）

住所又は所在地

電話番号

担当者名（ふりがな）

担当者携帯電話

生年月日

【取組の内容】

【取組の実施場所】

※具体的なイメージなどの写真があれば提供をお願いします。

※本様式以外の資料を添付して頂いても構いません。
9

【取組の実施希望日】

※令和6年10月11日（金）から11月10日（日）までの間で複数日の候補日を記入してください。

【想定される周辺への影響と対策】

※取組によって特に影響が生じない場合は記入不要です。

【過去の実績等】

※具体的なイメージなどの写真があれば提供をお願いします。

※本様式以外の資料を添付して頂いても構いません。

(様式2)

令和 年 月 日

暴力団排除に関する誓約書

呉市長 様

申込者名又は団体名 _____
住所又は所在地 _____
フリガナ (_____)
代表者名 _____

私は、まちなか公共空間社会実験における運営キャストの申込みに当たり、次の事項について誓約します。また、必要な場合には、広島県警察本部に照会することについて同意します。

1 私又は私の関係者は、次のいずれにも該当する者ではありません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

2 私は、呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）の基本理念にのっとり、暴力団との関係を遮断するとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めます。

誓 約 書

呉市長 様

申込者名又は団体名
住所又は所在地
(フリガナ) ()
代 表 者 名

1 私 _____ は、まちなか公共空間社会実験における運営キャストに申込みをするに当たり、次の事項を誓約します。

- (1) 呉市及び運営団体の指示があった場合には、速やかにこれに従います。
- (2) 私が応募時と異なる取組を実施するなど使用承諾の条件又は、関係法令等の規定に反した場合、使用承諾の取消しや退去に伴う原状回復命令などに、一切異議を申し延べません。
- (3) 私が、使用の承諾を受けた場所の原状回復義務を怠った場合は、使用の承諾に係る物件の所有権は既に放棄しているものと判断していただき、呉市及び運営団体の意思に基づき、私の負担において原状に回復していただくことに、一切異議を申し延べません。
- (4) 取組に際し、発生したトラブルについては私の責任において誠実に対応し、呉市及び運営団体に対して責任を一切追及しません。
- (5) 私は、呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）の基本理念にのっとり、暴力団との関係を遮断するとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めます。

2 応募申込書の該当性について調査等をするため、呉市が、私の個人情報を警察その他の関係機関に提供し、又はこれら関係機関から私の個人情報の提供を受けることに同意します。

(様式4)

令和 年 月 日

応 募 辞 退 届

呉市長 様

申込者名又は団体名

住所又は所在地

代 表 者 名

まちなか公共空間社会実験における運営キャストの応募申込書類等を提出しましたが、次の理由により応募を辞退しますので届け出ます。

○辞退の理由

(様式5) まちなか公共空間社会実験における運営キャストの実施に関する報告書

※今後報告書の内容の一部が変更となることがあります。

申込者又は団体名

住所又は所在地

1 実施した取組について

(1) 取組の内容

タイトル

(内容) ※必要に応じて写真等を添付してください。

(2) 取組の実施日及び時間

(3) 参加人数

(4) 当日の様子や気づきなど

[裏面へ](#)

2 まちなか公共空間の管理・運営及び整備について

この度のまちなか公共空間社会実験は、これからの中の公共空間の新たな使い方を検証するために実験的に実施したものです。公共空間の管理や運営の在り方を検討するために、この度の使用を通じたご提案やご意見を教えてください。

(1) この度まちなか公共空間を使用したような、日常的に様々な取組を提案でき、実践できる仕組みや環境についてどう思われますか。

- ① 是非仕組みをつくるべきである
- ② とくに仕組み等は不要である
- ③ その他 ()

(2) (1)のような仕組みができた場合、またまちなか公共空間を使用してみたいですか。

- ① 是非使用したい
- ② 使用を検討したい
- ③ 使用はしない

(3) (2)の回答を選択した理由を教えてください。

- ① 開放的な屋外空間を使用できるから
- ② 練習などの成果を発表できるから
- ③ 取組を多くの人に知ってもらうきっかけになるから
- ④ その他 ()

(4) 使用するに当たって課題であると思うことを教えてください。

- ① 使用する際の手続き（申請書類が複雑に感じるなど）

※通常、道路を使用する場合は道路占用許可等の申請手続きを、公園を使用する場合は公園の使用許可等の申請手続きが必要となります。

- ② 使用する際の窓口（申請内容によって窓口が異なるなど）

※通常、道路を使用する場合は道路管理者窓口へ、公園を使用する場合は公園管理者窓口での手続きが必要となります。

- ③ 使用料金（事業の内容に応じた料金設定が必要）

※通常、道路であれば、18円／m²・日、公園であれば、58円／m²・日の使用料が必要です。

- ④ その他 ()

(5) その他まちなか公共空間の管理・運営、整備に関するご意見がありましたら記入をお願いします。